預金口座振替のお申し込みについてのご案内

Information on applying for direct debit payment

口座振替のお申し込みをいただくと、償還金を金融機関の預貯金口座から自動振替で払い込むことができ、大変便利です。

1 申込み手続き

記入例を参考に「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お届け印を押して、同封の返信用封 筒にて郵送ください。(1枚目の記入例、4枚目のお客様用は、あらかじめお手元にお持ちいただき、 2枚目、3枚目をお送りください)

不備や不明な点がある場合、電話にて確認させていただくことがあります。機械で読み取るため、 文字ははっきりと記入いただき、お届け印は鮮明に押していただくようお願いします。

2 振替方法

償還期間開始後、**毎月27日に振替**となります。(土日・祝日の場合は翌営業日) (□座振替の決定の連絡はしませんが、書類に不備がある場合は連絡いたします)

3 留意点

- ·金融機関窓口ではなく、必ず、同封 の返信用封筒によりお申し込みく ださい。
- ・口座振替日に預金が不足している場合、振替ができませんのでご注意ください。口座振替できなかった場合、払込票をお送りしますのでコンビニエンスストアで払込ください。
- ・振替口座の変更を希望する場合は、 改めて口座振替依頼書の提出が必 要となります。

4 その他

- ・既に口座振替の手続きを済ませて いる方は、改めて口座振替依頼書を 提出いただく必要はありません。
- ・口座振替手続きの完了まで、時間 がかかります。お早めにご提出くだ さい。
- ・手続きが完了するまでの間は払込 票をお送りします。

5 申込み先・問い合わせ先

群馬県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター 〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 TEL027-288-0830

□座振替用「預金□座振替依頼書」提出に係る留意事項

